

救命器具・信号装置備付個数一覧表

(単位：個数)

			落下傘付信号号	火合せん	自己発煙信号号	自己点火灯	信号号	発煙浮信号	水密電気灯	救命索発射器	保温器具	レーダー反射器	小型船舶用火せん	小型船舶用自己発煙信号	小型船舶用自己点火灯	小型船舶用信号紅炎	海面着色剤	
本船	第一種船(※1)	遠洋	12	6	3	6~15				1								
		近海		4														
		沿海																
	第二種船(※2)	遠洋	12	6	2~3	2~6				1								
		近海	8	4														
		沿海	4	2	2	2~3				-								
		平水	2	-			0~1	1~2										
	第三種船(※3)	遠洋	12	6	3	4~7				1								
		近海		4														
		沿海																
	第四種船(※4)	遠洋	12	6	1~2	1~2				-								
		近海	8	4														
		沿海	4	2														
		平水	-	-	0~1													
漁船 (総トン数20トン以上)	第一種(※5)	4	2	1	1													
	第二種(※6)			2	2													
	第三種(※7)																	
救命艇	第一・第二・第三・第四種船用	遠洋	4				6	2	1		2	1					1	
		近海																
	第二・第四種船用	限定近海	2				3	1	-		-	1					1	
		沿海・平水																
漁船用	20海里以遠	4				6	2	1		2						1		
	20海里以内	2				3	1	-		-	1					-		
救命いかだ	第一・第二・第三・第四種船用	遠洋	4				6	2	1		2	1	-				1	
		近海																
	第二・第四種船用	限定近海	2				3	1	1		-	-					-	
		沿海										1						
		平水	-									-						
	漁船用	20海里以遠	4				6	2	1		2	1	-				1	
		20海里以内	2				3	1	-		-	-					-	
	小型船用	近海	-				2	1	1		2	1	2				1	
		沿海・平水									-	-					-	
	小型漁船用	20海里以遠	-				2	1	1		2		1				1	
20海里以内										-						-		
救助艇	(膨脹型・固型・複合型)	-				-	-	1		2	1	-				-		
小型船舶	小型船 (総トン数20トン未満)	遠洋・近海	-				2	2					4	1	1	-		
		沿海					1	1					2					
		沿岸											0~2	-	-	2		
		限定沿海・平水														0/2		
	小型漁船 (総トン数20トン未満)	第一種(※8)	-				-	-					-	-	-	0/2		
	第二種(※9)											6	1	1	-			

- ※1 国際航海に従事する旅客船
- ※2 国際航海に従事しない旅客船
- ※3 国際航海に従事する総トン数500トン以上の船舶であって、第一種船及び船舶安全法施行規則第一条第2項第一号又は第二号の船舶(第2項第二号の船舶にあつては、自ら漁ろうに従事するものに限る。)以外のもの
- ※4 国際航海に従事する総トン数500トン未満の船舶であつて、第一種船及び船舶安全法施行規則第一条第2項の漁船以外のもの並びに国際航海に従事しない船舶であつて、第二種船及び同項の漁船以外のもの
- ※5 総トン数20トン以上の漁船であつて、主として沿岸の漁業(一本釣漁業、延縄漁業、流網漁業、刺網漁業、旋網漁業等)に従事する漁船
- ※6 総トン数20トン以上の漁船であつて、主として遠洋の漁業(鰹及び鮪竿釣漁業、真鯛一本釣漁業、鮪・旗魚及び鮫浮延縄漁業等)に従事する漁船
- ※7 総トン数20トン以上の漁船であつて、トロール漁業、捕鯨業、母船式漁業に従事する漁船の業務、漁獲物又はその加工品の運搬業務、漁業に関する試験、検査、指導、練習又は取締業務に従事する漁船
- ※8 採介藻漁業、定置漁業、旋網漁業、曳網漁業、小型捕鯨業を主として専ら本邦の海岸から100海里以内の海域において従事する小型漁船
- ※9 鮭・鱒流網漁業、鮪延縄漁業、鰹竿釣漁業などを主として本邦の海岸から100海里を超える海域において従事する小型漁船

航行区域	区分概要
平水	湖、川、港湾および特定の水域
沿岸	海岸から5海里以内の水域と平水区域に限定された水域
限定沿海	平水区域から最速力で2時間以内に往復できる沿海区域内の水域
沿海	海岸から20海里以内の水域
限定近海	告示で定められている本邦周辺の近海区域内の水域
近海	東経175度、東経94度、南緯11度、北緯63度の線に囲まれた水域
遠洋	すべての水域

自己発煙信号及び自己点火灯の個数が範囲指定になっている欄は、当該船舶の長さで数が定められています。詳細は別表の内訳表をご参照下さい。